

*South China - Asia Business Report*Vol. 30
March
2014**華南・アジア** ビジネスレポート**CONTENTS**

Briefs & Editorial

Topics

- オフショア人民元建て債券市場の新たな展開 3
- ラオスの可能性～タイ・プラスワンの潜在力を探る～ 9
- ハラルビジネスについて 12
～マレーシアにおけるハラル食品の事例より～
- 前海湾保税港区の活用 16
～「一日游」から「前店後倉」まで～

Regional Business

India インドの税制 [47]

- インド赤字会社制度および新会社法による改正の影響 20

Vietnam

- ベトナムにおける税務調査の概要とそのリスク 23

China 解説・中国ビジネス法務 [12]

- 国務院による政府が審査確認を行う
投資プロジェクト目録(2013年版)の発布に関する通知 28

China

- 新「中華人民共和國商標法」の解説 31

Macro Economy

- アジア経済情報: マレーシア 35

Briefs

Topics

オフショア人民元建て債券市場の新たな展開

中国国外で発行される人民元建て債券、いわゆるオフショア人民元債券は2011年以降、急速に発行額を伸ばすとともに、市場も香港のほか、ロンドン、台湾、シンガポールへと拡大の様相を見せている。オフショア人民元債は今後の人民元国際化とともに、グローバルな資金調達・運用手段として定着するのか——。世界各地の市場におけるオフショア人民元債の動向を振り返りつつ、今後の展望について考察する。

ラオスの可能性～タイ・プラスワンの潜在力を探る～

タイ生産拠点のリスク・ヘッジあるいは補完を目的に、ラオスの可能性を探る動きがひそかに始まっている。タイ国境のサワナケートや首都ビエンチャンでは日系企業の進出事例も見られ始め、工業団地の整備も着々と進んでいるようだ。これまで人口規模の小ささや脆弱な物流などさまざまな理由により見過ごされてきたラオスについて、現地調査をもとに足もとの投資環境をご紹介します。

**ハラルビジネスについて～マレーシアにおけるハラル食品の事例より～**

2030年には世界で80億人を超えるというイスラム市場への取り組みを模索する日系企業が増える中、イスラム教徒向けのハラルフード生産拠点として注目されるマレーシアのハラルビジネスについて紹介する。

マレーシアのハラル認証は、厳格な認証手続きが高い評価を受けているほか、ハラルビジネス専門の工業団地の開発など、官民一体のハラルビジネス推進体制が奏功し、食品のほか、医薬品、化粧品、ホテル、物流、金融などあらゆる方面に広がりを見せている。ここではハラルビジネスを代表するハラル食品を中心に、認証制度や市場動向、今後の展望などについて解説する。

**前海湾保税港区の活用****～「一日游」から「前店後倉」まで～**

深圳市で開発中の前海深港現代サービス業協力区の中にある、保税港区の活用法について考察する。

保税港区はもともと、港湾・物流・加工などが一体化され、かつさまざまな優遇制度が適用される税関の特殊監督管理

地域である。本稿では、これら保税港区ならではの制度を利用することで、いわゆる「一日游」や香港の代替倉庫、あるいは流通加工業などでの前海の活用法を模索する。

Regional Business

インドの税制 [47] インド赤字会社制度および新会社法による改正の影響

インドにおけるビジネス環境が厳しさを増す中、在

インド製造業企業にとって悩みの種となるのが、赤字会社 (Sick Company) および潜在的赤字会社 (Potential Sick Company) に対する法制度である。同制度の混乱のもととなっている2つの定義と、当該規

定の適用を受けた場合の影響、さらには、近く改正が予定される新会社法における取り扱いについてもあわせて解説を行う。

ベトナムにおける税務調査の概要とそのリスク

ベトナムの税務調査について、日本と比較しつつ概要とリスクについて説明する。13年7月には、追徴の可能性が高い調査対象が明示されたほか、税務調査はますます厳しくなる傾向にある。実際に大手外資企業への厳格な調査、優遇税制の適用否認等の事例も増えているため、親会社と協力しつつ、事前に十分な対策を施されたい。

解説・中国ビジネス法務 [12] 国務院による政府 が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)の 発布に関する通知

13年12月に公布された「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)」は、類型や投資総額等に応じ審査・確認対象や担当部門を列挙したもので、外商投資に関するプロジェクトについても言及されている。新目録の規定には未だ不明瞭な部分が残るものの、ここでは奨励、許可、制限類それぞれの改正点

を確認する。

新「中華人民共和国商標法」の解説

14年5月から施行される改正商標法のポイントについて解説する。今般改正では、登録商標の保護範囲が音声にも拡大されたほか、馳名商標の認定・使用禁止、出願手続きの簡略化、審査期間の短縮、賠償額の引き上げなど、多岐に渡る改正・変更が加えられているため、関連する企業の担当者は十分留意されたい。

Macro Economy

アジア経済情報:マレーシア

13年3Qのマレーシア経済は輸出・投資の増加を背景に加速した。しかし4Qは財政改善を目指した燃料費補助削減等を受け、個人消費が伸び悩み、景気は減速したとみられる。2013年通年の実質GDP成長率は+4.4%とみている。14年は輸出の回復、民間投資の拡大で景気は小幅に加速し、通年の成長率は+4.6%と予測している。

Editorial

このほど発表されたJETROの「2013年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」で、今後、海外進出の拡大を図る国・地域としてASEANが2年連続して中国を上回る結果となったことが明らかになりました。中国は引き続き有望市場ではあるものの、成長性や潜在性の観点から、あるいは好転の兆しが見えない日中関係などを背景に、今後の事業拡大を睨んだ展開先として、ASEANシフトの動きはますます加速する傾向にあるようです。

今号のレポートでは、そのASEAN新興国の一つで、タイ・プラスワン候補として昨今、日系企業の進出が始まったラオスの投資環境と、ハラルビジネスのハブとして注目を集めるマレーシアについて取り上げました。中国からASEANへの動きに加え、ASEANからASEANへ、また従来とは異なるビジネスモデルへと、日々変化する事業環境をアジアの最前線からお伝えしています。どうぞご一読ください。



オフショア人民元建て債券市場の 新たな展開

村松 健 みずほ銀行証券部調査チーム

香港の点心債に代表されるオフショア人民元建て債券市場は、13年に更なる量的拡大を遂げるとともに、世界各地へと拡大することとなった。オフショア人民元建て債券は新たなグローバルな資金調達手段として定着するの——。本稿では、ロンドン、台湾、シンガポールの動向や、今後の市場の展望につきご報告したい。

(本稿は、1月21日発表のレポート「『オフショア人民元建て債券市場』の拡散と浸透」(Mizuho Capital Markets Insight Vol.13-2)に基づき作成したものである。)

グローバルな資金調達手段としてのユーロ債市場

グローバルな債券市場において発行される債券は「ユーロ債」と呼ばれ¹、ユーロ債が発行される市場を「ユーロ債市場」と言う。各国の規制・税制等が金融市場の発達に沿って洗練されていく中で、一概には言えないが、ユーロ債市場の特徴としては、①各国の金利規制・発行規制等から自由な市場であり、市場における取引は自主ルールで運営される、②プロフェッショナルな参加者(投資家・引受業者)で構成、③ロンドンやルクセンブルグ、シンガポールといった証券取引所に上場されることが多い——といった点が挙げられる。

ユーロ債市場は、米国における預金金利規制や、利子平衡税の導入により米国の起債市場から非居住者が排除されたことを受けて、グローバルなドル資金の調達の場として、1960年代以降、ロンドンを中心に発展してきた。規制から自由な“プロ市場”とのありようは、自由競争の中で、①FRN(Floating

Rate Note、変動利付債)、②金利・通貨スワップ、③発行体・投資家ニーズに応じた多様な仕組み債——など、多くの金融イノベーションを育むこととなった。また、当局の寛容なスタンスを背景に、国際証券決済機関の形成など、民間主導で多様な商品性に対応し付加価値を提供する新たな金融サービスが生み出されたことも、特筆すべきであろう。

オフショア人民元建て債券市場の形成と市場間競争

ユーロ債市場がグローバルなドル資金調達の場であるとすれば、オフショア人民元建て債券市場はグローバルな人民元調達の場である。

香港で発行されるオフショア人民元建て債券「点心債」²は、人民元の国際化の中で、ユーロ債の仕組みを活用し、香港に滞留したオフショア人民元預金の運用手段として当局主導で用意された商品で

¹ 米国を含む場合「グローバル債」との呼称が用いられることもある。

² 「点心債」との通称の由来については、①「点心のようおいしいが、本格的な投資には(発行額が)物足りない」からといったものや、②マクドナルドが起債したことから連想(ファースト・フード)、といった諸説が存在する。

ある。規制緩和による発行体の拡大や、人民元の先高期待を背景とした資金の流入を受け、2011年に市場が急拡大し、13年には1,800億元(約3兆円)の規模に達している(図表1)。

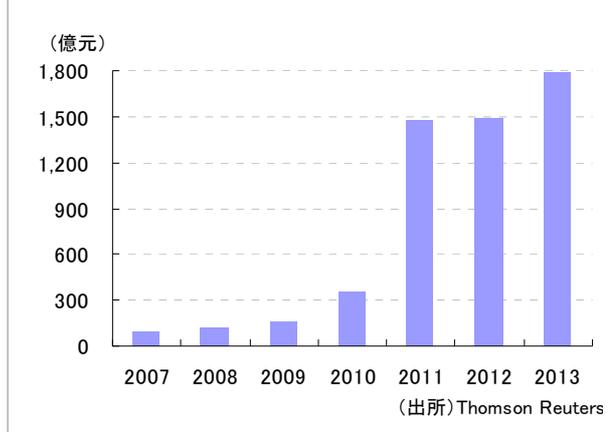
このような香港における点心債市場の拡大は、各国の金融・資本市場における市場間競争に大きな刺激を与えることとなった。拡大する中国経済と新たなプレミアム・カレンシーとしての人民元への期待を背景に、人民元ビジネス・センターもしくは金融センターの座をめぐり、各国は激しい競争を繰り広げている。オフショア人民元建て債券市場への取り組みは、人民元クリアリング・バンク(詳細後述)の設置等による人民元の流動性確保と並び、人民元ビジネスにおいても、市場間競争における戦略課題となっている。

各国・地域動向①: ロンドン

オフショア人民元建て債券市場をめぐる市場間競争に先鞭をつけたのはロンドンである。ロンドンにおけるオフショア人民元建て債券市場形成への経緯については、英国政府やシティ(City of London)を中心とした、官民連携での人民元ビジネスへの取り組みの中で理解する必要がある。

ロンドンは金融ビジネスにおける優位性の維持との観点から、「西洋における人民元ハブ(western

【図表1】点心債の発行額推移



hub)化」を目指している。ロンドンにおいては、2011年9月の英中経済金融対話を契機に、ロンドンおよび香港を基盤とする有力銀行と関係当局等で構成された「人民元ビジネス・センター・イニシアティブ」を主軸に検討が進展している。オフショア人民元建て債券の発行は、ロンドン人民元ビジネス・センター構想実現に向けた重要なステップであり、ロンドン市場の競争力維持・強化のための戦略的なアクションである。

ロンドンにおけるオフショア人民元建て債券発行は、12年4月の香港上海銀行(HSBC)が第1号と言われており、その後、オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ)が追随している。中国建設銀行(CCB)の現地法人による発行は中国企業として初のロンドン起債であり、13年11月には中国工商银行(ICBC)が、中国企業自身としては初のロンドン起債を実施している。

【図表2】ロンドンのオフショア人民元建て債券発行の経緯

	内容
2012.4	HSBC による人民元建て債券発行(ロンドン上場)、当該債券はロンドン証券取引所 ORB 市場の取扱商品に
2012.8	ANZ による人民元建て債券発行(ロンドン上場)
2012.11	CCB(子会社)による人民元建て債券発行(中国企業初のロンドン上場)
2013.11	ICBC による人民元建て債券発行(中国企業自身では初)

(出所)報道資料等よりみずほ銀行証券部作成

なお、ロンドンにおけるオフショア人民元建て債券は点心債同様、ユーロ債の枠組みを活用し発行されている。発行額は数十億元レベルに留まっているが、市場規模に関しては、点心債市場とユ

一口債市場の一体性を加味し評価する必要があるものと思われる(前頁図表2)。

また、ロンドンの競争力強化における重要な取り組みとして、人民元の流動性確保のための中銀間の通貨スワップ協定が挙げられる。人民元の流動性確保は為替取引やオフショア人民元建て債券における証券決済の基盤となるものである。ロンドンの人民元預金は12年6月末の段階で14億元程度と想定されており³、ロンドンにおける人民元の流動性は、8,600億元超の人民元預金を有する香港⁴に支えられている側面があるようだ。

このような中、イングランド銀行(BOE)と中国人民銀行(PBOC)の両中央銀行は、13年6月にG7構成国初の通貨スワップ協定を締結した。通貨スワップ協定は、国際収支の不均衡に応じた緊急時の対応を主眼に、国際金融協力との観点から実施されているものだが、今般のBOEとPBOCの取り組みは緊急時のみならず、平時の貿易・投資活動もサポートする枠組みとなっているとの報道も見られる。実効性は不透明ではあるが、アナウンスメント効果も含め、ロンドンにおける人民元の流動性を補完するとの観点からも注目されよう。

各国・地域動向②:台湾(宝島債、Formosa Bond)

ロンドンに続く動きとしては、台湾の取り組みが挙げられよう。台湾は中国との強い経済的な繋がりを背景に、台湾企業の中国本土での事業環境整備とともに、中台間の金融規制緩和を進めることで、香港経由で行われる人民元建ての金融取引を台湾に誘導し、中国投資のゲートウエーとの位置付

けを確保することを目指しているようだ⁵。

台湾における人民元ビジネスへの取り組みとして、中央銀行である中華民国中央銀行(CBC)とPBOCのMOU締結(12年8月)を契機とした、中国銀行(BOC)台北支店の人民元クリアリング・バンクへの就任が挙げられる。

ここで、「人民元クリアリング・バンク」の機能と意義について説明したい。人民元クリアリング・バンクは、オフショア人民元市場における人民元決済の元締めとして金融機関に人民元決済口座を提供し、市場において人民元の流動性が枯渇した際には、中国本土からの人民元供給の窓口となる。オフショアでの人民元取引の基盤となる機能であり、人民元ビジネス拡大において重要な役割を果たすものだ。特に証券決済においては、取引の安全性の前提となるDVP⁶の実現に必要な機能であり、オフショア人民元建て債券市場成立の必要条件とも言えよう。

台湾においては、人民元クリアリング・バンクの設置によりその流動性を確保した上で、オフショア人民元建て債券の発行が行われており、これにより人民元ビジネスをめぐる市場間競争に本格的に参加する条件が整うこととなった。なお、台湾で発行されるオフショア人民元建て債券は、点心債などと区別し、宝島債(Formosa Bond)と呼ばれている。

宝島債発行第1号は、13年3月の中国信託商業

⁵ 2013年1月の中台証券当局間の合意においては、台湾企業が中国の証券会社などに過半出資を行うことが解禁されている。なお、その後もサービス貿易の自由化協定締結や台湾における中国企業向け経済特区の設置など、相互の投資活発化に向けた取り組みが進展しているようだ。

⁶ Delivery versus Payment、証券の引き渡しと資金の支払いを相互に条件付けすることで、取引の安全性を確保する仕組み。

³ 『London RMB business volumes: January-June 2012』BOUSE CONSULTANT/CITY of LONDON(p12)

⁴ 香港金融管理局資料より(13年12月末現在)

銀行によるものである。期間3年で利率2.9%との水準は、同時期に中国国家開発銀行(CDB)⁷が香港市場で発行したCD(譲渡性預金証書)と同条件であり、宝島債発行による低利調達の可能性を市場関係者へ示すこととなった。台湾国内の投資家は従来から点心債などの人民元建て金融商品への投資に積極的であったことが、その背景として指摘されている。すなわち、宝島債発行は、台湾における人民元投資ニーズにこたえるものであり、人民元建て金融取引を誘導すると台湾政府の目的に沿ったものと言えよう(図表3)。

なお、宝島債は、点心債のようなユーロ債の枠組みではなく、台湾国内の証券規制に準拠し、台湾の国内債として発行され、点心債とは商品性が異なるが、オフショア人民元建て債券の新たな形態として注目されよう⁸。

宝島債については、その後、台湾企業の発行が続き、6月にはドイツ銀行、12月には交通銀行、中国農業銀行、BOC、CCBといった中国大手国有銀行の各香港支店が発行した。中国の大手国有銀行の発行は、11月に行われた台湾の金融監督委員会(Financial Supervisory Commission)の規制緩和を踏まえた動きである。外資系金融機関や中国の大手銀行の市場参加は、新たな人民元の調達先として注目される台湾市場の位置付けを裏付けるものといえよう。

⁷ 中国国務院直属の政策金融機関。中国本土や香港の起債市場において主要な発行体として位置付けられている。

⁸ 台湾では非居住者への利払いに対し源泉徴収を実施していることから、原則台湾国内で保有されることとなる点も重要と思われる。

【図表3】宝島債発行の経緯

	内容
2012.8	CBC と PBOC は MOU を締結
2012.12	BOC 台北支店が人民元クリアリング・バンクに
2013.1	中台の証券当局間で金融規制緩和、元と台湾ドルの直接取引開始等に合意
2013.3	中国信託商業銀行による宝島債発行
2013.5	遠東新世紀等、台湾企業3社が宝島債を発行
2013.6	ドイツ銀行による宝島債発行
2013.12	台湾の FSA の規制緩和を受け中国大手国有銀行4行が宝島債を発行

(出所)報道資料等よりみずほ銀行証券部作成

各国・地域動向③:シンガポール(獅城債、Lion City Bond)

台湾に並ぶ動きとして、シンガポールの取り組みも注目されよう。シンガポールは、国家戦略として国際金融センターへの取り組みが進められており、多岐にわたる金融・資本市場活性化策が実施されている。特に国際化の観点からは、セカンダリー上場やSDRといった取り組みとともに、1990年代前半から、外貨建て上場制度が導入されていることは特筆すべきであろう。

シンガポール金融管理局(MAS)は、シンガポールを ASEAN の人民元ビジネス・センターとすべく、12年6月の北京駐在員事務所開設以降、官主導での交渉を進めており、その結果、13年2月には ICBC が人民元クリアリング・バンクに指定されることとなった。ICBC は同年5月に当該業務を開始したが、その直後に、HSCB とスタンダードチャータード銀行(SCB)がシンガポールにおけるオフショア人民元建て債券の第1号を発行している。人民元クリアリング・バンク業務開始から極めて短期間での債券発行を実現したことは、人民元ビジネス・センター実現における MAS の意気込みを示すように思われる。

なおシンガポールで発行されるオフショア人民元建て債券は、点心債などと区別し、獅城債(Lion City Bond)と呼ばれている。

その後、シンガポールでは、地場有力金融機関や、ICBC のシンガポール支店が獅城債を発行している(図表4)。

オフショア人民元建て債券市場の今後

以上、本稿では、ロンドン、台湾、シンガポールにおけるオフショア人民元建て債券の発行の状況についてご報告した。

11年に香港で拡大したオフショア人民元建て債券市場は、各国の市場競争戦略も相まって、12年から13年にかけて世界各地へ拡散することとなった。各国は拡大する中国経済を背景に、人民元ビジネス・センターもしくは金融センターをめぐる、オフショア人民元市場構築に向け激しい競争を繰り広げており、人民元クリアリング・バンクの設置や通貨スワップ協定の締結といった、人民元の流動性供給措置とともに、投資家を引きつけ効率的な資金運用を可能とするオフショア人民元建て債券市場の戦略的価値に注目が集まっている。

オフショア人民元建て債券市場形成を国家の産業・金融戦略として捉えた場合、拡大が予想される人民元関連の金融ビジネスの取り込みが、雇用・税収といった多様な面で国家に貢献することが期待されているものと考えられる。一方、金融ビジネスの更なる成長のためには、ユーロ債市場と比べ、人工的に形成され特異な市場のありようを有するオフショア人民元建て債券市場が、新たな金融サービス・イノベーションの母体として機能するかが問われよう。

【図表4】獅城債発行の経緯

	内容
2012.6	MAS は北京駐在員事務所を開設
2013.2	ICBC シンガポール支店が人民元クリアリング・バンクに
2013.4	MAS と PBOC は人民元ビジネスに関する MOU を締結
2013.5	ICBC は人民元クリアリング・バンク業務を開始 HSBC および SCB による獅城債発行
2013.6	DBS および UOB による獅城債発行
2013.11	ICBC シンガポール支店が獅城債発行

(出所)報道資料等よりみずほ銀行証券部作成

香港以外のオフショア人民元建て債券市場は、立ち上がったばかりであり、足元の状況としては、必ずしも活発な取引が行われているとは言い難いものと思われる。オフショア人民元建て債券市場の活性化のカギにはどのようなものがあるのだろうか。

まず考慮すべきは、通貨としての人民元の動向であろう。香港の点心債市場の拡大においては、人民元高を背景とした投資資金の流入と、通貨スワップを活用した低利調達の可能性が大きく影響した。人民元高期待が高まった局面において、オフショア人民元建て債券市場の重要性は増すものと思われる。

これに加えて、中国政府は香港市場において、オフショア人民元建て債券市場形成に向け、段階的に規制緩和等を進めた経緯がある。具体的には、国債の発行や、発行体の範囲拡大等があり、背景として、中国政府がオフショア人民元建て債券市場を金融・金利自由化の実験場として位置づけていることが指摘されている。中国政府から規制緩和を引き出すため、政府当局間での交渉は不可欠であ

り、引き続き官の役割が問われよう⁹。

なお、オフショア人民元建て債券市場成立の前提条件として、中国の為替・資本規制があることを忘れてはならない。中長期的に為替・資本規制が撤廃された場合、人民元が基軸通貨的な地位を獲得していない限り、日本がユーロ円債で体験したように、オフショア人民元建て債券市場は豊富な人民元の流動性を有する中国国内の債券市場に吸収される蓋然性が高い。現在繰り上げられている市場間競争においては、次代のプレミアム・カレンシーと目される人民元について、中国の為替・資本自由化を期限として、どれだけの流動性を確保できるかといった「時限性」も意識する必要があるとそうだ。

中国政府は、日本の経緯などを参考にしながら、通貨スワップの拡充等により、準基軸通貨化に向けた国外での人民元の流動性確保に努めているようだ。また PBOC を中心に、クロスボーダー人民元の決済システム (China International Paying System = CIPS) の整備を進めている。CIPS の機能の詳細は不明ではあるものの、海外での人民元決済に関し、その安全性と流動性を高めるものとして期待されているようだ。CIPS の導入により、市場間競争が変質する可能性にも留意すべきであろう。

最後に、台湾の国内債として発行される宝島債の商品性は、人民元の国際化と起債による大規模な人民元調達ニーズの拡大により、オフショア人民

元建て債券市場が、ドル建て債券のように各国の起債市場と調和し、運用商品として浸透するといった新たなステージに入ったことを示す兆候であり、非常に興味深い動きと思われる。

経済的な繋がりや立地面において、日本と台湾やシンガポールに共通する面は多く、日本の金融・資本市場活性化においても、オフショア人民元建て債券への取り組みに注目する向きもあろう。日本再興戦略等においても、個人金融資産の活用による金融・資本市場の活性化が課題とされている。東京市場での取り組みにも期待したい。

⁹ オフショア人民元市場における金融ビジネス活性化の観点からは、オフショア人民元建て債券人民元を原資とし、中国本土の株式・債券への投資を可能とする RQFII (人民元適格外国機関投資家) 制度も重要であろう。中国政府は、香港に加え、台湾 (13/1、1,000 億元)、ロンドン (13/10、800 億元)、シンガポール (13/10、500 億元) にも RQFII 制度の適用を認めており、実際の認可事例 (たとえばロンドンにおける Ashmore Group) も出てきている状況。



ラオスの可能性

～タイ・プラスワンの潜在力を探る～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

タイにおける政局の混乱が続く中、タイ拠点の補完やリスク・ヘッジを目的とした ASEAN 新興各国の可能性を探る動きが本格化している。これまでタイ・プラスワン候補とされつつ、人口の少なさや物流等の問題から看過されてきたラオスにも、ようやく日系企業の目が向き始めたようだ。本稿では、タイ・プラスワンとしてのラオスの活用について、足元の投資環境をご紹介しますとともに、その展望を考察する。

周辺各国の変化がチャンスに

中国、タイ、カンボジア、ベトナムに四方を囲まれたラオスは、いわゆるメコン経済圏の中央部に位置する(図表1)。しかしながら、内陸国で港を持たな

いことや、約 600 万人という人口規模、未熟な法制度や発展途上の国内経済——と、さまざまな理由から、チャイナ・プラスワン、あるいはタイ・プラスワン候補として注目されることはほとんどなかった。

他方、チャイナ・プラスワンの潮流の中、日系製造業企業の展開先としてトップの人気を誇るタイではここ数年、最低賃金の引き上げや慢性的なワーカー不足など、経営環境が急速に悪化。ベトナムも毎年2ケタの最低賃金引き上げが続いているほか、タイ拠点を補完するタイ・プラスワン候補として有力視されていたカンボジアでも政局の混乱やワーカー賃金の急騰が目立ち始めた。さらに、最後のフロンティアとして注目を集めるミャンマーは、最低賃金こそ規定されていないものの労賃上昇は続いており、法規制やインフラなど投資環境の整備にも数年単位の時間がかかることが予想されている。こうして各国それぞれの事情が明らかになるにつれ、改めてラオスの潜在性が見直されてきた、ということのようだ。

【図表1】ラオスおよび周辺各国と経済回廊



投資環境の整備は緩やかに進行中

ラオス側も、こうした日系企業の動きを歓迎している。ラオス国内経済がまだ発展途上にあるため、サービス業の進出については法規制上で厳しく制限されているものの、製造業、特に輸出加工型企業の進出については早くから、経済特別区（SEZ）進出企業に対する法人税減免をはじめとする税制優遇措置を設けている。

SEZ 中でも、有力候補とされるのがタイとベトナムを結ぶ東西回廊沿いに同国初の SEZ として開発されたサワン・セノ SEZ だ。港を持たないラオスにおいて、同 SEZ は東西回廊のほぼ中間地点にあたるタイ国境のすぐそばにあり、タイのトラックが積み替えなしで乗り入れられる。また、回廊を通じタイ・ベトナム両国の港湾を利用できるため、仮にタイ国内の混乱でタイの港湾インフラが使用できなくなっても、ベトナム経由での輸出入が可能だ。さらに、進出企業には上述の SEZ 企業に対する投資優遇措置も適用される。

これまで遅れがちであったインフラの整備も着々と進行しており、日系企業が開発を行うサイト B や、マレーシア系企業が開発するサイト C には、既にいくつかの日系企業がいち早く進出を決定し、一部が

稼働を始めている（写真左下）。従業員寮や送迎の手配によるワーカー集めやインフラ整備など、更に改善や工夫が必要な側面があることは否めないものの、同 SEZ の周辺はラオス国内でも比較的人口が集積する地域であり、日本語教育を提供する大学もある。今後、先行する進出企業の稼働がスムーズに進めば、日系企業の集積地となる可能性もあろう。

このほか、現在同国で即入居可能な SEZ としては、首都ビエンチャン郊外で稼働を始めているピタ・パーク SEZ（写真右下）がある。台湾系企業が開発した同 SEZ は、ビエンチャン市街地から約 30 分、タイ国境の橋りょうへも約 30 分という地理的優位性を持つ。整地や接続道路の舗装など、インフラの改善が期待される部分は残るが、既に日系を含む複数の外資系企業が稼働を開始している。

ラオスの優位性

これら SEZ に進出した日系企業はいずれも、チャイナリスクヘッジを目的としたチャイナ・プラスワン、あるいはタイ拠点を補完するタイ・プラスワンを目的に当地への進出を決めている。実際に進出企業にラオスの魅力をたずねると、ベトナムやカンボジア、ミャンマーなど周辺各国との比較の中で、自社のオ



サワン・セノ SEZ サイト B に進出した日系企業工場



ピタ・パーク SEZ の日系企業工場

ペレーション上、必要不可欠な要素がラオスの魅力と合致していたことが大きいようだ。

例えば、水資源に恵まれたラオスは水力発電による豊富な電力を有し、供給も安定している。電力コストも、電力の大部分を輸入に頼る隣国のカンボジアでは 0.2 米ドル/kwh~であるのに比べ、ラオスでは 0.06 米ドル/kwh 程度と、電力消費の多い企業にとっては大きな魅力となるだろう。水資源そのものの質も良いため、水質の良さがラオス進出の決め手の一つになったとする企業もある。

ワーカーコストでは、最低賃金でみると、カンボジア 100 米ドル¹、ベトナム(ハノイ市)約 130ドル、タイ約 290 米ドルに対し、ラオスが約 80 米ドル²。実際にはこれにさまざまや手当や残業代などが加わることや、同じ国内でも都市部と地方で水準差があることを勘案しても、ラオスのワーカーコストについては他国に比べ低水準で抑えられているとみることができる。また、外資進出企業がまだ少ないため、ワーカーの取り合いが見られないことも先行企業にはメリットになるだろう。

このほかにも、上述した東西回廊の活用による物流リスク・ヘッジをはじめ、他国に比べ割安な工業団地の地価、タイ語とラオス語が類似しているため、タイ人の管理職や技術職をラオスで活用できること、信頼できる現地パートナーの存在——なども、ラオスのメリットとして挙げる声が聞かれた。

¹ カンボジアでは繊維・縫製・製靴業における当該最低賃金がほぼ、全業種の最低賃金として用いられている。なお、14年の100米ドルは試用期間終了後の最低賃金で、試用期間中(1~3カ月)は95米ドル。また、このほかに交通費(7ドル/月)や皆勤手当(10ドル/月)などの支給が規定されている。なお、同国の最低賃金は米ドル建てで規定されている。

² タイは月あたり労働日数を30日として換算。為替レートはそれぞれ、1米ドル当たり21,000ベトナムドン、同32.8タイバーツ、8,000ラオスキップで概算。



タイ・プラスワンでの活用が期待される

課題と展望

ラオスは2015年までに貧困撲滅、20年までに最貧国脱出を目指しており、これを実現するGDP年率8%成長の達成に向け、13年2月にWTOに加盟したほか、ASEAN FTAでも2015年までに域内関税の原則撤廃を計画するなど、国を挙げて成長戦略に取り組んでいるさなかであると言える。同国のネックとされてきた物流についても昨年末、中国ーラオスータイを結ぶ南北回廊の一部に当たるラオスータイ間の橋りょうが開通したことで、東西回廊のみならず、今後は南北回廊を活用した3国間物流も検討されていくことになろう。

もちろん、現状においては、ラオス国内で進出可能な工業団地(SEZ)は限られ、ハード・ソフト両面におけるインフラもまだまだ整備途上の段階と、大規模生産拠点の設置や高度な技術を要するハイテク・精密機器等の製造に適しているとは言い難い。しかし、中国・アジア地域内におけるリスク分散や水平分業の推進において、ラオスの安定した政治と豊富な電力、さらに、緩やかな成長であるが故の他国比で安価なワーカー賃金などを生かす可能性は、検討することができるのではないだろうか。



ハラルビジネスについて

～マレーシアにおけるハラル食品の事例より～

棚島 洋二 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

東南アジアにはイスラム教徒(ムスリム)が存在する国が多数ある。イスラム教は断食(ラマダン)を行うなど厳しい戒律で知られるが、不浄とされる豚由来の食品やアルコールを口にできないことも多くの方がご存知だろう。こうしたムスリムの多い国では、食品などがイスラムの教えに則った健全なものであるかどうかを容易に確認できる認証制度が普及しており、昨今「ハラル」という言葉を目にする機会も増えている。今後ムスリムの購買力向上に伴い、ハラル製品を求める消費者層のいっそうの拡大が見込まれるが、その需要を取り込むことは関係する産業・企業にとって喫緊の課題となりつつある。今回は、さらなる発展が見込まれるハラルビジネスに関し、イスラム教を国教とするマレーシアでの現地調査を踏まえりレポートする。

1. ハラル認証制度とは

ハラル認証とはムスリムが守るべき規範全体を指す「シャリア」に適合した物・サービスであることを証明するもので、「ハラル」とはシャリアでは「許されたもの」を意味する。ハラル関連のビジネスは、食材、医薬品、化粧品、革製品等の製品のほか、ホテル、物流、金融、流通等といったサービス業も含め、あらゆる分野に及んでいる。

マレーシアでの認証は、オンラインでの申請後、承認までには通常約3～6カ月、費用は企業規模により異なるが200～1,400リンギット(約6,000～4万2,000円)を要する。認証期間は相応に長いものの、厳格な審査を経ることからやむを得ないともいえ、その分この認証制度は高い信用力を有しているものと判断できよう。

実際に認証業務を行うのはマレーシア連邦政府

総理府イスラム開発庁(JAKIM)で、普及活動を担うハラル産業開発公社(HDC)と協働している。認証取得を希望する企業は、これら政府機関から進出に際してのコンサルティングや現地パートナー企業の紹介¹等のサービスを無料で受けることが可能となっている。

ハラル認証については現在、世界48カ国で300以上の認証制度が存在していると言われるが、マレーシアの認証制度の評価が一般的に高いとされている。他国の認証機関が州単位で設立されたものか、NGOの支援を受けたものである一方、マレーシアは世界で唯一、政府が認証手続きを行っていることが高い評価を受けている理由の一つであり、実際に、各国の模範ともなってきた。そのため、現状、マレーシアの認証を取得すると、その製品が外

¹ JAKIMはパートナー企業の格付も実施するなど、認証取得希望企業に判断材料を提供している。

国でハラール製品・サービスとして受け入れられないことはほとんどなく、ハラール認証取得を目指すほとんどの企業が、マレーシア市場の開拓もさることながら、マレーシアからのハラール関連製品の輸出を目的としたものとなっている。

また、マレーシアではハラールビジネスのいっそうの普及とハラール産業育成に向け、ハラールパークと呼ばれる工業団地の設立を進めている。既に国内に24カ所あるハラールパークは、ハラール認証を受けやすいハラール対応の生産、物流網などを整備し、優遇税率も適用することなどにより、既に一定の誘致に成功している。今後はこれをさらに拡大し、イスラム諸国への食品工業の製造拠点となることを目指しているほか、食品のみならず、薬品、サービスといった各種ハラールビジネスにおける主導権の確立と、当該ビジネスの拡大による経済活性化を図り、先進国入りへの土台を築こうと目論んでいるようだ。

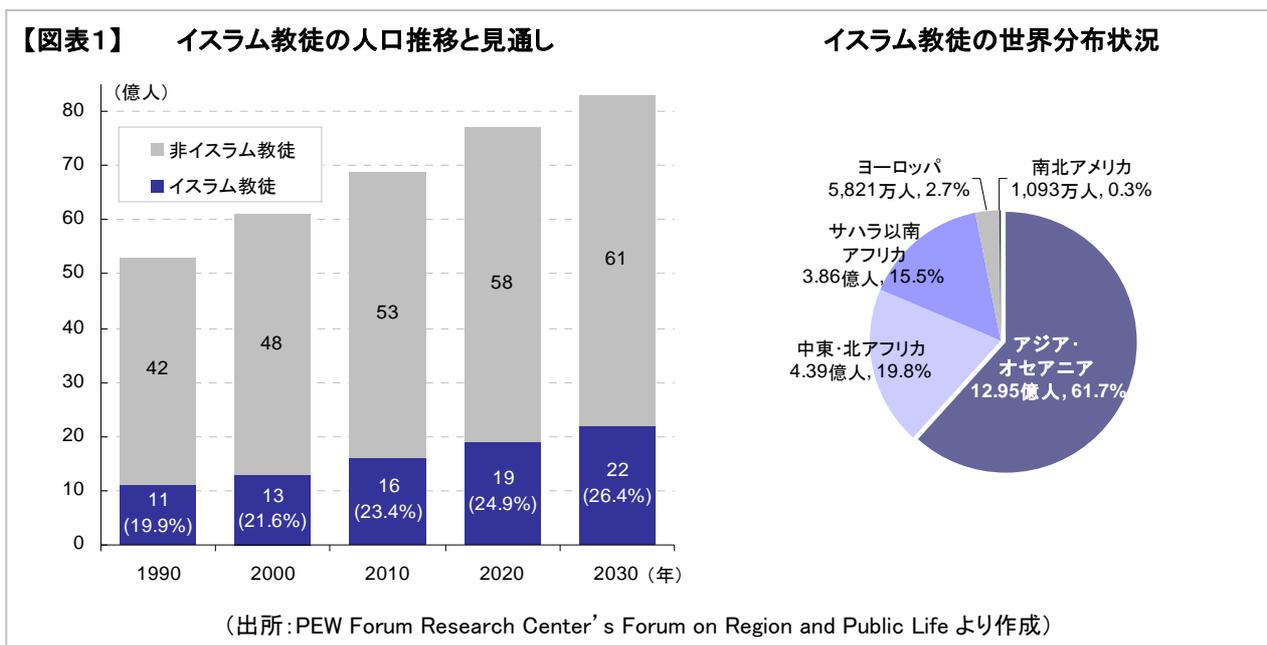
とりわけ食品に関しては、健康への影響も大きいことから高いコンプライアンス意識が求められるが、

安心かつ安全なハラール製品の供給のために、政府が関与することの意義は非常に大きい。また制度面の整備のみならず、先述のハラールパークに代表される官民一体となった支援体制が構築されていることが、同国の認証制度が高い水準を維持できている要因とも考えられる。

2. ハラル市場について

2010年時点の世界のムスリム人口は約16億人と、総人口の約2割を占める一大勢力となっている。中東やアフリカに多いというイメージがあるが、アジア・オセアニアが世界のムスリム人口の約6割を占め、また欧米諸国にも相応の規模のムスリムが存在している(図表1)。

国別ではインドネシアを筆頭に、南アジアや中東、アフリカ諸国が上位に名を連ね、一人当たりGDPから分かる通り、相応の経済力を有する国家も存在する(次頁図表2)。また、インドのようにムスリム人口比率が高なくても、人口規模が大きい国においては相応のムスリム人口を擁する状況にある。



なお、マレーシア政府によると全世界のハラール関連の市場規模はイスラム金融を除いて2兆3,000億米ドルと推定されており、世界のムスリム一人当たりの平均 GDP 成長率は 6.8%と高い水準となっている。図表1の通り、2030 年にはムスリム人口が 22 億人にまで拡大する見込みであることや、彼らの所得水準の向上により、いっそうの市場規模拡大が確実とみられる。

3. 非イスラム国家の取り組みと実情

ハラールビジネスについては、非イスラム国家においても積極的な事例が見られるが、その代表例がタイだ。タイは敬虔な仏教国とされ、タイ国内のムスリムは約 300 万人と多くはないが、近年旅行者として増加傾向にある中東、マレーシア、アフリカからのムスリム需要取り込みを目論んでいる。タイ政府は 2014 年中にタイのハラール食品の世界市場シェアを現在の 4.3%から 10%、売上高を約 100 億米ドル規模に引き上げる目標を掲げており、とりわけハラール認証食品の製造に注力している。また、国内に

3,000 社以上あるとみられるハラール食品事業者に支援を行うことなどにより、国外進出を後押しする意向も表明している。

一方、インドや中国は全人口に占めるムスリムの割合は低いものの、人口規模が大きいことからその絶対数が多く、影響力が大きいとされる。とりわけインドは現状、世界最大のハラール水牛肉の輸出国となっているが、今後も人口増加や経済力の高まりに伴い自国内の消費量が伸展すれば、ハラール食品の純輸入国となることも想定される。また、中国のハラール市場規模だけでも 21 億米ドルに達し、年間約 10%成長しているとされることから、近い将来ハラール食品の世界的な需要面への影響も考えられよう。

4. ハラール認証制度の課題と展望

上述の通り、多くの認証制度が世界各国に存在するが、それぞれが独自の規格を有しており、認証基準もさまざまとなっているのが実情だ。

【図表2】主なイスラム国家

順位	国名	ムスリム比率	ムスリム人口(万人)	一人当たり GDP (USD)*	実質 GDP 成長率*
1	インドネシア	88%	20,484	3,592	6.2%
2	パキスタン	96%	17,809	1,296	3.6%
3	インド	14%	17,728	1,492	5.0%
4	バングラディシュ	90%	14,860	763	6.3%
5	エジプト	94%	8,002	3,112	2.3%
6	ナイジェリア	47%	7,572	1,631	6.6%
7	イラン	99%	7,481	7,211	-1.9%
8	トルコ	98%	7,466	10,609	2.2%
9	アルジェリア	98%	3,478	5,304	2.4%
10	モロッコ	99%	3,238	2,999	3.0%
-	マレーシア	61%	1,714	10,298	5.6%

(出所: PEW Forum Research Center's Forum on Region and Public Life、JETRO より作成)

*2012 年データ。アルジェリアのみ 2011 年。

認証制度が複数存在することは、消費者に選択肢があるという見方もできるが、どちらかという混乱を招くだけではないかと思われる側面は否めない。また、メーカーサイドから見ても、国によって異なる基準に適合させる必要があることから、複数の認証取得を前提とすれば、設備投資、認証取得に向けた費用面および事務面での負担は大きく、普及を阻害する要因にもなりかねない。また、マレーシア以外は政府の関与がないことから、厳格な管理や罰則が緩いと推察され²、その結果、モラルリスクの可能性も高まる。さらに、経済的理由やコンプライアンス意識の欠如等もあいまって、個別企業の取り組み格差により、粗悪品や不良品が出回る懸念も想定される。

こうしたことから現在、認証基準の世界的な統一が求められており、その動きが具体化しつつある。しかし現状では、各国のイスラム経済における覇権争いや、そもそもの教義の解釈の違いなどを理由に、世界標準確立の道筋にめどは立っていない。統一に向けた議論では、各国の模範となったマレーシアの認証制度がたたき台となっているケースが多いとされるが、世界的に見ればマレーシアの認証制度が絶対的な標準となりえるか断言することは困難な情勢にあるのが実情だ。その背景には各国ともそれぞれのハラル認証製品が輸出競争力をつけており、自国の認証制度が採用されず、統一基準が設けられれば、それに合わせるための追加負担が発生することなどから、それぞれの利害関係の調整が難航しているという面もある。したがって、認証基準の統一が極めて困難である現状、まずはマレーシアの周辺国との間で、統一化が図

られていくという流れが現実的と見られる。

なお、日本国内で同国の認証制度を取得することも可能となっている。ただし、2人以上のムスリムを雇用する必要があること、審査官を呼び寄せるのに多額の費用を要すること、調査に時間を要することなどからメリットは少なく、仮に認証を取得しても、専用施設を自ら構える必要が生じる。

5. 今後の展望

今後も世界的に高い成長が見込まれるハラルビジネスにおいて、マレーシアは認証制度のみならず、生産、輸出拠点として世界のイスラム国家の中で主導的役割を果たす可能性が高く、ハラルビジネスへの参画を目指す企業にとって、引き続き進出候補先としての高い人気を維持するものと考えられる。

ただ、ハラルビジネスは、需要見通しや費用対効果の検証が難しいほか、人体に直接影響する食品関係が主体であること、また宗教問題といった複雑な問題も絡むことから、相応にリスクの高いビジネスであることも肝に銘じておく必要がある。

日系企業のハラルビジネスへのかかわりは、イスラム教への理解を深めることにもつながり、日本国内においてもムスリム受入態勢の整備がいつそう進むことが見込まれる。これまで述べた取り組みは、一義的にはハラルビジネスへの参画や発展を企図したものとなるが、結果的にはイスラム国家からの旅行者の不安解消や、我が国への親近感向上などにもつながるだろう。もちろん、観光客増加にも少なからず寄与することが見込まれることから、観光産業のいっそうの拡大を目指す我が国において、副次的な効果も期待できるのではないだろうか。

² マレーシアでは定期的なモニタリングに加え、罰金、懲役といった罰則規定あり。

Topics



前海湾保税港区の活用 ～「一日游」から「前店後倉」まで～

ケリー・ホアン みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

深圳市の前海深港現代サービス業協力区（以下、前海協力区）と言えば、香港と近接する地理的優位性を生かし、クロスボーダー人民元決済など金融面での先行的発展都市を目指すとの印象が強い。昨今は上海での自由貿易試験区設立を受け、広東省でも前海協力区などを含めた自由貿易区設立構想が浮上している。一方で、華南、特に同区周辺に進出する日系企業の間で密かに期待を集めているのが、前海協力区が元来、備えている保税港区機能の活用である。本稿では、保税港区としての前海協力区の活用法について紹介する。

前海深港現代サービス業協力区の現状

前海協力区は香港の中国返還 15 周年に当たり、中国－香港間の更なる連携強化を目指す試行地域として鳴り物入りでスタートした、現代サービス業を中心とする“特区の中の特区”である（図表1）。当初は国務院の方針¹もあり、現代サービス業の中でも、人民元をはじめ金融サービス分野を中心とする開放政策の先行的試行が注目された。

しかし、同区は計画区域のほとんどが造成中で、13 年も土地の入札が行われたほかは目立った進展もなく、進出・登録企業は 3,500 社を超えたと言われるものの実際の運営は区外で行われている状態と、本格稼働は数年先の見通し。さらに昨年は、上海における中国（上海）自由貿易試験区が稼働したことで、金融分野での先行・試行措置については上

海優位との印象が強まっている。

物流サービス分野での発展を模索

他方、前海協力区は特区に認定される前から、華南に二つしかない保税港区の一つ、「前海湾保税港区」として国務院に承認されており、港灣（荷役）・物流・加工が一体化され、かつ利便性向上のための優遇政策が適用された、中国国内で税関が特殊な監督管理を行う地域としては機能・政策の両



¹ 国务院关于支持深圳前海深港现代服务业合作区开发开放有关政策的批复（国函〔2012〕58号）。同通達では、金融のほか、税制、法制、人材活用、教育・医療、通信の6分野で改革を推進していくとしている。

面で最も優位性を備えたエリアでもある。実際、13年3月に公布された同区への産業参入目録でも、サプライチェーン・マネジメントや物流情報システム開発、電子商取引にかかわる物流、サードパーティー・ロジスティクスなど、18の現代物流業が進出を奨励する業種として列挙されている。

さらに、前海協力区は「世界の工場」と呼ばれた華南地域の中でも、日系工場が集中する深圳市宝安区、龍崗区まで1時間以内、隣接する東莞市や惠州市は1～2時間以内、香港にも1時間以内という、まさに「世界の工場」の中心に位置している。

こうした保税港区としての機能・政策面での優位性、また地理的優位性を鑑み、物流サービス分野での発展を推し進めるべく、13年11月には中国国国家質量監督檢驗檢疫局(質検総局)が区内物流関連の先行施策を盛り込んだ意見書²を発表。①香港－深圳間の協力推進、②監督管理モデルの改革・創出、③新たな産業の発展——という3つの目標に向け、前海における物流サービス業の利便性向上を図る18措置が盛り込まれた(右囲み参照)。

物流サービス分野での前海の活用法

それでは、前海協力区を物流サービス面で捉えた場合、どのような活用法が考えられるだろうか。

(1) 一日游

代表的な活用法の一つが、一日游である。一日游とは、貨物が保税区域³内に搬入された時点で

² 国家质检总局关于支持深圳前海深港现代服务业合作区先行先试的意见

³ 一日游が可能な保税区域(税関の特殊監督管理区域)は、保税港区のほか、輸出加工区、総合保税区、保税物流中心B型、保税物流園区に限られている。また、地域により、所要時間が数時間～数日程度必要な場合もある。

「質検総局 深圳前海深港現代サービス業協力区の先行施策を支持する意見」(国質検通「2013」566号)

1. 深圳と香港で商品の検査結果を相互承認
2. 前海で検査機関の発展
3. 前海と香港空港へのグローバル物流センターの建設
4. 香港に店舗、前海に倉庫(「前店後倉」)を設置する物流体制
5. 前海検疫通関能力増強、効率化
6. 前海先進通関システムの建設
7. 快速通関方式の模索
8. 検疫のプロセスの簡素化
9. 輸出入貨物の検査と通過批准のスピードアップ
10. 国際中継貨物の監督方式の革新
11. クロスボーダーE ビジネスの検疫検査管理システムの模索
12. 低炭素経済の発展
13. 保税港区での完成車の輸入
14. 外国の果物、動植物性食品、苗木などの商品の輸入ポート
15. 企業信用システムの建設
16. Eビジネスも含める原産地証明の発行
17. ワイン産業の集積発展
18. 保税検査、修理業務の展開

「輸出」したものとみなされ、増値税還付手続きが可能になるという保税区域独特の機能を活用し、中国国内(一般地域)から区内へ貨物を輸出→区内から中国国内へ再輸入させるスキームを指す(次頁図表2)。

これまで華南の加工貿易企業で行われてきた転廠スキーム⁴では、転出・転入価格の一致性が要求されるため、香港商社が商流に入った場合は、香港に一旦輸出する「香港一日游」が主に行われてきた。しかし、昨今の独資化進展により、一般貿易と保税加工を同時に行う製造業企業が増え、保税・非保税貨物が混在し、通関手続きはますます煩雑化する傾向にある。かかる状況下、前海保税港区

⁴ 転廠とは、保税貨物(半製品)を1次加工工場→2次加工工場へと保税状態のまま国内で移動させること。

での一日游を利用すれば、転出・転入価格を変更できるだけでなく、増値税還付手続きが速やかであったり、1回あたりの輸送量が多い場合は香港に一旦輸出・再輸入するより物流コストが圧縮できたりと、さまざまなメリットが見込まれる。実際、

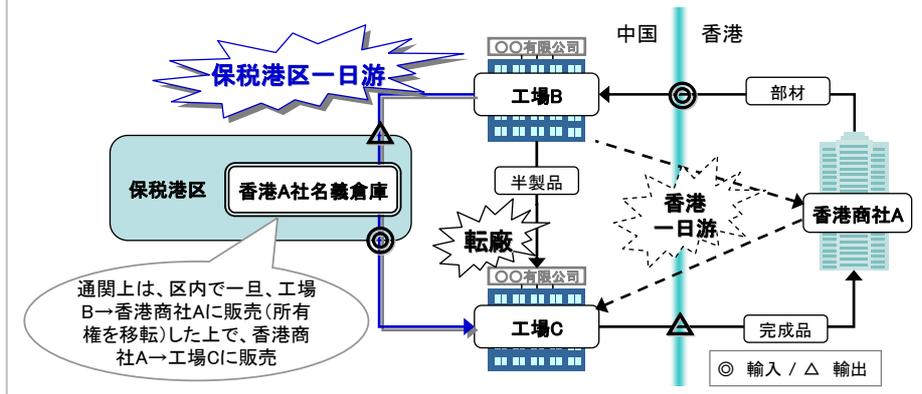
前海保税港区では運営会社傘下の物流会社がインフラ改善や税関関連の協力に力を入れており、運用当初は通関オペレーションにかかる時間が長いとの批判もあったが、昨今は実際の一日游にかかる時間も4時間程度に短縮されているほか、通関コストも約 1,000-1,200 円で、ほかの物流園区とあまり変わらない水準に低下しているという。

もちろん、HS コード一致の原則や、混載貨物のケースなど、香港一日游にメリットが見出せる例も残るものの、今後、運営会社の業務改善および上述の質検局意見にみられる利便性向上措置が実施されるとともに、保税港区を利用した一日游は更に使い勝手のよいものになろう。

(2) 香港の代替倉庫

前海と香港は西部通道(深圳湾大橋)を經由して車で約 10~15 分と近接しており、香港の工場街や倉庫街にも近い。周知の通り、土地面積が限られる香港では現状、倉庫賃料が約 99 香港ドル/㎡(約 77 人民元)と高騰しており、かつ物流量の増大でなかなかまとまった面積の空きがない状況にある。しかも、香港の倉庫・工業ビルは古い建物が多く、駐車場が少なかったり、エレベーターや卸場などの構造上の問題から、手作業でモノを運んだりしている

【図表2】一日游と転廠



ケースが少なくない。一方、前海保税港区の倉庫賃料は約 40 元/㎡と香港の約半分にすぎず、人件費も安く設備も新しいため、作業効率の点でも優位にある⁵。

前述の質検局意見4に「前店後倉」の概念が盛り込まれていた通り、国際都市・香港で取引されるさまざまな製品の倉庫として、前海は十分、期待に応える能力を保有しており、当局側も常温だけでなく、低温倉庫物流にも力を入れている。現状、前海には米 DHL や米大手スーパーマーケット、ZTE(中興通信)などが大型倉庫を構えているが、報道によれば、米マクドナルドや香港の大手飲食チェーンも冷凍倉庫を香港から前海に移す等の動きが出ているという。深圳湾ボーダーでは「一地両検」を実施しているものの、まだ24時間通関体制になっていないことには留意する必要があるが、今後、香港・中国華南市場を目指す日系の流通、飲食関連企業にとっても、前海の充実した倉庫・物流施設の活用は一考に値するものとなる。

(3) 流通加工

前海は蛇口、赤湾、媽湾と3つの国際港に隣接しており、アジア太平洋主要航路を有するという地

⁵ 賃料データは13年夏ヒアリングベース。

の利がある。また、保税港区の機能のひとつである流通加工、即ち、物流会社に委託し、単純な保管だけでなく、保税貨物の検品や包装をしたり、タグやバーコードを付けたりする簡易加工を行うことができる。こうした業務、あるいは中国各地での買い付けから物流業者に外注・委託するバイヤーズコンソリデーションの活用などにより、コストや通関業務等の事務負担を図りつつ、前海の倉庫機能と合わせて、中国と世界各地を結ぶ物流センターとして活用する可能性を模索することも考えられよう。

既に一部日系企業では、中国各地の工場の製品を前海の倉庫で分類・包装した上で世界中の顧客に製品を発送している事例もある。さらに、同じ深圳市内にある福田保税区的再開発計画⁶により、従前は福田の倉庫を利用していた企業が代替倉庫を必要とすることになれば、国際港としての機能を備え、また香港と近接する前海保税港区は有力な候補先の一つとなろう。

おわりに

今年で満 10 年を迎えた香港中国経済貿易緊密化協定(CEPA)、また昨年 10 月に香港と中国が締結した通関相互承認協定の例を見るまでもなく、香港－中国間の貿易はますます活発化していくと考えられる。他方、貨物貿易を装った近年の投機的資金流入による国内金融制度の不安定化に当局は警戒を強めており、通関制度そのものが一足飛びに緩和されることはないであろう。かかる状況下、物流面での効率化や、中国における新たなビジネス・スキームを検討するうえで、本稿で紹介した前海保税港区などで適用される先行的な優遇・緩和

策の活用は、ひとつのヒントになるのではないだろうか。

⁶ 深圳市人民政府关于印发深圳保税区域转型升级总体及行动方案的通知



【India】 インドの税制 第 47 回

インド赤字会社制度 および新会社法による改正の影響

東野 泰典 KPMG インド

はじめに

今回は、インド赤字会社 (Sick Industrial Company、以下「Sick Company」) 制度についての解説をさせていただきます。

インドでの日系企業のビジネスは現在のインド国内の景気状況もあり、変わらず厳しい状況が続いているといえるでしょう。その中で製造業を営む赤字状態の会社にとって、当該制度は非常にやっかいなため、多くの日系の製造業者が頭を悩ませている論点の一つであると思われます。

さらにこの制度への理解をより複雑にしているのは、そもそも法令が2種類存在し、それぞれで適用要件が異なるため、どちらに依拠すべきなのかが分からない、といった不明瞭な制度の建て付けもその理由のひとつとなります。

まずは準拠すべき法令、Sick Company としてみなされる要件、最後に会社法が改正されることで制度がどのように変化し、我々に影響を与えることになるのかについて説明します。なお、意見の部分は筆者の私見である点、あらかじめご了承ください。

1) 2つの異なる定義

Sick Company の取り扱いを規定する法令は、

現在のところ The Sick Industrial Companies (Special Provision) Repeat Act, 2003 (=以下「SICA」) がそれにあたり、ここにおいて、以下の会社は、SICA における Sick Company とみなされ、その場合 Board for Industrial and Financial Reconstruction (=以下「BIFR」、インドでの裁判所に準ずる機関) が該当企業の再建や閉鎖などについての権限をもつことになると規定されています。

- ① 設立5年以上
- ② 製造会社
- ③ 債務超過¹

また、当該法令には、“Potentially Sick Company (潜在的赤字会社)” という区分も規定されており、純資産の 50% 超累積損失が発生した会社 (同じく製造会社、設立5年以上という規定が適用) がこれに該当することとなります。

一方、現行の会社法 (the Company Act, 1956) では、Section 246AA において “Sick Company (赤字会社)” は以下のように新たに規定されています。すなわち、過去4年間の平均純資産額の

¹ 条文に正確に言うと、Accumulated loss (累積損失額) が Net Worth (詳細には調整項目はあるもののここでは基本純資産とほぼ同義と考えます) を超過する場合。

50%以上累積損失が発生する会社、もしくは債権者から返済期限を迎えた債務の返済を3連続四半期以内に行うことができなかつた会社がそれに該当します。

近く予定されている会社法の改正(以下、新会社法)により、Sick Company に該当する会社は、SICA から新会社法の規定に則ったものとなるはずであり、実際 SICA の廃止は議会をとおり大統領の署名まで行われていました。しかし会社法の改正がまだ効力をもっておらず(施行の時期が明確にされないまま現在に至っています)、それにともない SICA の廃止の公示も実際には行われていない状況です。

なお、予断ですが、新会社法においては、Sick に該当する会社が届け出を行う機関は従来の BIFR ではなく、新たに National Company Law Tribunal(=以下「NCLT」)という新設機関に変更されています。ただ、当該 NCLT という機関は法において規定されているだけであり、いまだ実態が存在していません。

これらの状況を勘案した結果、現状、SICA と現行会社法において Sick Company の定義が異なっているため混乱を招く状態ではありますが、現行の Sick Company の扱いは引き続き SICA が適用されていると判断することとなります。

2) Sick Company、Potentially Sick Company の適用を受けた場合

現行の SICA における Sick Company の扱いについては、以下のとおりとなります。

Sick Company、Potentially Sick Company に該

当する会社は、速やかに前述の BIFR へその旨の報告を行い、BIFR は当該会社の再建に関与する権利をもつと規定されています。そのため実際に Sick に該当するケースに至っては、最悪の場合経営権が取り上げられる恐れもあるため、企業としてはそのような状態に陥ることをビジネス上は当然のことである一方、この Sick Company 制度の観点からも最大限留意する必要があります。

一方、いわゆる欠損の状態である Potentially Sick Company のケースにおいては、報告を受けた対象企業すべてに BIFR がいつ、どのタイミングにてそのような介入を行うかに関しての具体的な拠り所がなく、実務上の取り扱いが不透明な状況となっています。その意味において、Potential であっても Sick 同様のリスクはあるといえますが、その実際のリスクの定量化は不可能といわざるをえません(少なくとも筆者が過去の事例を見る限りにおいてそのようなケースは存在しないと思われる。)

SICA では、BIFR への虚偽の報告、報告を怠った場合など法令に準拠していないケースにおいて、取締役の3年までの禁固および罰金が規定されています。しかし、そのような最悪のケースに関しましても上記同様 BIFR からの報告を受けて初めて裁判所が動くため、実例として、当該罰金、禁固刑が Potentially Sick Company に及んだケースはないと聞いています。

そのため Potentially Sick Company のケースにおいては、Sick Company と比較して SICA に焦点をあてた場合、BIFR へ届け出を行った結果こうむる実務上の影響はほとんどないと考えられます。

3) 新会社法での取り扱い

来年からの施行が予定されている新会社法 (Companies Act, 2013) は、まだ最終の規定とはいええないものの、Sick Company の定義は従来の製造会社という縛りはなくなり、販売会社などを含んだすべての会社がその適用対象と規定されることとなります。

また、その要件も変更され、新会社法での Sick Company とは、当該企業の債務全体の 50% 以上を占める Secured Creditors² からの通知を受けて 30 日以内に債務の返済ができない場合に、当該債権者が Sick Company の届け出を行うことで Sick Company とされると規定されており、従来の純資産基準による自主的な届出制度は撤廃されることとなります (もちろん該当企業による自発的な届け出も可能であるとされているものの、そのような行動を起こす会社はいないでしょう。)

この規定が将来的な Sick Company の規定になり、このまま法令が施行されるとすると、今後は Sick Company を意識しなければいけない日系企業の数は非常に限定的になり、第三者からの債務に大きく依存する必要のある一部の会社のみになると考えられます。インドの新会社法は、企業により強いコンプライアンスを要求する我々にとっても非常に厳しい内容が多い中で、この Sick Company の取り扱いは望ましい改正の一つといえるでしょう。

※次回は第 32 号に掲載します。

² いわゆる担保を所有する債権者 (貸付を行う銀行など) を指すものの、法令における明確な定義づけはされていない。

東野 泰典 (ひがしの やすのり)

KPMG インド
(デリー/グルガオン)
シニアマネジャー
米国公認会計士



2000年朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービスに従事。2007年8月から2010年8月まで日系企業サポートのため、あずさ監査法人からメキシコのティファナ事務所に赴任。2010年10月よりKPMGインドデリー事務所に赴任。



【Vietnam】

ベトナムにおける税務調査の概要と そのリスク

福本 直樹 アクタスマネジメントサービス株式会社

アクタス税理士法人

I-GLOCAL CO., LTD

はじめに

近年、ベトナムでも税務調査が盛んにおこなわれるようになりつつある。その内容も、10年前であれば、納税者側の会計資料もきちんと調べず、知識や経験が豊富でない担当官の判断に依存した、根拠が希薄な推定課税処分が多かった。しかし2～3年前からは、会計資料をつぶさに調べて、課税根拠も明示するものに変化しており、税務調査の幅広いリスクに悩まされる可能性が高まる中、ベトナムの税務調査を知ることは、大きな追徴課税を避ける、もしくはリスクを小さくすることに対して重要なものと考えられる。

そこで本稿では、ベトナムの税務調査について、日本との比較を交えながらその概要とそこから考えられるリスクについて解説する。

1. 最近の税務調査の動向

図表1は、現在発表されている2007～12年の調査件数と追徴税額について、ベトナム税務総局と日本の国税庁の発表をまとめたものである。

まずベトナムの状況を見ると、09年に一度減少したものの、基本的には年々件数、追徴税額ともに増加している。この表の円換算については各年度末のレートを用いて計算しているが、為替や物

【図表1】日本とベトナムの税務調査件数・追徴税額比較(2007～12年)

ベトナムの税務調査								日本の法人税等調査		
年	調査件数	追徴税		調査1件あたり平均追徴税額				調査件数	追徴税 金額 (10億円)	1件あたり 平均額 金額 (100万円)
		金額 (兆ドン)	前年比 (%)	金額 (10億円)	金額 (100万ドン)	前年比 (%)	金額 (100万円)			
2007	5,242	1.27		9.07	244		1.74	147,000	391	2.66
2008	3,965	2.56	101.6%	13.56	648	165.6%	3.43	146,000	327	2.24
2009	3,670	2.51	▲2.0%	12.62	685	5.7%	3.44	139,000	379	2.73
2010	4,074	3.21	27.9%	13.50	790	15.3%	3.32	125,000	252	2.02
2011	6,101	3.40	5.9%	12.57	559	▲29.2%	2.07	129,000	217	1.68
2012	7,038	4.50	32.4%	18.57	639	14.3%	2.64	93,000	209	2.25
Total	30,090	17.45		79.89				779,000		

(資料) ベトナム税務総局、日本国税庁資料よりアクタス税理士法人作成

価の変動も著しい時期であるため、一概に前年比など参考にし難いところではある。

さらに12年以降は、ベトナム政府の想定した成長率に及ばなかったことや、ベトナム内資企業に赤字企業が増加したことなどからさらに調査件数を増やし、その内容も厳しくなり始めている。

日本と比較してみると、件数については圧倒的に日本が多く、合わせて追徴税額も10倍以上となっているが、注目すべきは1件当たりの平均追徴税額である。08年以降は日本よりベトナムの平均追徴税額が高いということだ。これは件数が多ければ平均値も低くなること、また日本では欠損会社が多いため欠損金の圧縮までで、追徴に至らないケースなどもあるためと考えられるが、ベトナムの平均追徴税額は日本と同等、もしくはそれ以上のものであると考えられる。

また、ベトナム税務総局発行の12年12月27日付 Decision 2180/QD-TCT 号により、各地方税務局毎の13年度の調査件数の計画は図表2になる。

【図表2】地方税務局別 2013 年調査計画

税務局	税務局の 管理対象	調査 件数	チェック 件数
合計	486,492	8,747	63,239
内訳			
Vung Tau 税務局	7,254	120	943
Binh Duong 税務局	15,830	253	2,058
Dong Nai 税務局	15,119	242	1,965
Da Nang 税務局	12,693	203	1,650
Ha Noi 税務局	91,729	1,468	11,925
Ho Chi Minh 税務局	143,638	2,298	18,673
他の地方税務局	200,229	4,163	26,025

(資料)ベトナム税務総局資料よりアクタス税理士法人作成

ここでいう調査とチェックの違いであるが、チェックは1週間ほどの短いもので、資料の確認作業が中心となる。そこで何か問題があると翌年に改めて、数カ月に及ぶこともあり得る税務調査に発展することが多い。なお、チェックがなく税務調査から始まることもある。

14年1月現在、13年の調査件数の実績は出ていないが、計画上は12年を当然上回る予定である。さらに移転価格の質と管理の強化を目的として、12年5月21日付で財務省より発行された Decision1250/QD-BTC において、移転価格に関する税務調査が税務調査全体のうち最低でも20%を占めるような計画を実行している点も、調査件数の増加の一因と考えられる。実際に、13年後半には大手外資系企業が税務調査にて移転価格の指摘を受ける事例が増えてきている。

2. 調査先の選定と指摘されやすい事項

13年7月の税務管理法の改正により、追徴の可能性が高い調査対象が下記のとおり明記された。

- ・ 2年連続損失または債務超過の企業
- ・ 不動産サービス、商社、サービス業の企業で税還付を受けた企業
- ・ 税還付決定日から遡って12カ月前からの間に2回住所変更を実施した企業
- ・ 税還付決定日から遡って12カ月以内の決算や四半期決算における課税所得の変動が大きい企業

これらの企業は従前から調査対象になりや

すいとされていたが、本改正によりその可能性はさらに高まったと考えられる。他にも、外資系企業で、国外支配株主等からの借入金に対する支払利息がある、製造開発などによる付加価値がベトナム側にある、などの企業は移転価格の点から税務調査の対象になりやすいと考えられる。

この他、調査で指摘されやすい事項としては、親会社からのソフトウェア購入やシステム使用料の対価に対する外国契約者税の支払い漏れや、全世界所得であるべきベトナム居住者となった外国人が海外分の個人所得を申告していないなど、課税対象の認識の誤りについて指摘されることが多い。また、法人税や付加価値税については、インボイスや対価となる役務の提供に対するレポートなどの成果物の不備により否認されるといったことが挙げられる。また、既に進出している企業で、優遇税制を受けている場合に、事業拡張した部分については優遇が適用されないため否認を受けた事例もある。

3. 税務調査の流れ

税務調査の流れを大きく分けると8段階(図表3)になる。

税務調査はまず税務当局より会社への電話連絡があり、調査の日程確認が行われる。その後

【図表3】税務調査の流れ

- ① 税務調査連絡
- ② 税務調査通知書の発行
- ③ 税務調査通知書の宣誓
- ④ 税務調査の実施
- ⑤ 税務調査議事録の作成
- ⑥ 税務調査まとめ
- ⑦ 追徴税、ペナルティーの決定
- ⑧ 納付

改めて、税務調査通知書が発行後3営業日以内に送付される。この通知書には、法令根拠、調査対象企業、調査内容(対象税目)、調査期間、調査班の職員名などが記載されており、同15日間以内に企業にて調査担当官により通知書の内容の宣誓が行われることとなる。これらは税務管理法で定められているため、書面通知がない場合は、調査の受け入れを拒否することができる。一方で、企業内での宣誓は省略されるケースも見受けられる。

担当官らによる調査班は宣誓当日、もしくは翌日以降から税務調査を実施して、調査内容に関するデータ、書類等の提出を要求し、その情報を調査し、不十分な場合は追加資料の要求や企業との面談をさらに要求する。このあたりは日本と同様であるが、集中して何日間ということではなく、1週間に1日の調査で数カ月間かかるなど長期化することがあるため、終了までの期間は比較的長い。

また、日本と異なる点として税務調査議事録が作成される点がある。

税務調査議事録は各調査項目の法令根拠、違反行為、違反レベル、処分案等が記載されており、調査班が作成し、企業は各項目について不明な点があれば詳細説明を求めることができる。企業は問題がなければ署名をし、調査班に意見の反対をする場合は、議事録の企業意見欄に明記して反対表明をすることになるが、反対意見が通ることは稀である。この際に、日本のように一旦納税をして、企業の意見が通った際に還付してもらうということは難しいため、遅延利息等発生してしまうが、実際には納税を行わないケースが多い。

また、税務裁判制度については、組織はあるものの裁判が開かれることは少なく、開かれても納税者にとって不公平な裁判であるケースが多い。そのため、実際には税務局に対し、オフィシャルレターにて会社の意見について別途お伺いを立てることが一般的である。

以上により追徴決定後、下記のペナルティーとあわせて納付して、調査終了となる。

4. 附帯税(ペナルティー)

ベトナムの追徴税に関する附帯税(ペナルティー)は図4のとおりである。

延滞税は年利に直すと日本より高くなり、さらに日本では申告書の提出(期限内申告の場合は法定申告期限)後1年以上経過して修正申告又は更正があった場合には、申告書の提出(期限内申告の場合は法定申告期限)後1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日または更正通知書を発した日までは延滞税の計算期間から控除されるため、5年前の追徴に対する延滞税となると圧倒的にベトナムでの延滞税が高くなる(ただし、重加算税を課されるような悪質な場合に

は、この計算期間の控除は認められない)。

さらに、日本では脱税行為等による重加算税は35%(無申告の場合は40%)であるが、ベトナムでは実際に課されることはほとんどないとのことだが、条文上最大で300%とされている。

これら遅延利息の時効は5年と定められているため、本税の時効は10年であるが、税務調査は一般的に5年に1度行われると言われている。

5. まとめ

13年7月より出入国管理法が新しく施行されたことにより、ビザと個人所得税や支店課税への関連性も強化され、ますます税務調査が厳しくなることが予想される。実際、13年後半より大手外資系企業への厳しい税務調査の報道が増えてきている。またベトナムの税務調査の全体的な傾向は、優遇税制の適用の否認事例の増加や、経済発展のための税収確保のための調査の強化などから、中国に近づいていると考えられる。

ベトナムに進出している日系企業では、税務会計については日本親会社で管理しているというこ

【図表4】追徴税に関する附帯税

GIT、PIT、FCT、VATの範疇	税務調査で指摘された場合	調査の事前に修正申告納税する場合	根拠法令
①過少申告加算税	修正申請することで追加納税額、その金額の20%罰金	罰則なし	税務管理法の修正法 Law No. 21/2012/QH13
②修正申請することで追加納税額に対する利息(延滞税)	90日間以内 0.05%/日 91日目から 0.07%/日	90日間以内 0.05%/日 91日目から 0.07%/日	
③重加算税	もとの納税額全額の最大300%	悪質とみなされず、脱税の罰則が適用されない	OL 1938/2012/TCT-CS

(資料)ベトナム税務総局資料よりアクタス税理士法人作成

とも多く、現地の税務調査について誤った認識に基づいて対応するケースも見受けられる。また、外資系企業が必ず受ける法定監査で税務リスクも網羅的に監査されていると安心してしまい、後の税務調査で指摘されるといったこともある。

日本からベトナムに進出して事業を成功させても、税務調査で本業に影響が出るほどの作業負担や追徴税を課されるといったことがないよう、現地と日本親会社とが協力して対策を練り、税務調査に備えていただきたい。

※次回は第 32 号に掲載します。



ACTUS
CONSULTING MIND



福本 直樹
(ふくもと なおき)

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人 ベトナムデスク 税理士
I-GLOBAL CO.,LTD. シニアコンサルタント

外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。法人だけでなく、事業を営む個人、在日外国人への税務申告のサポートおよびコンサルティングも行っている。現在はベトナムに進出している日系企業に対し、現地に足を運び業務支援を行っている。



【China】解説・中国ビジネス法務 第12回

国務院による政府が審査確認を行う 投資プロジェクト目録(2013年版)の発布 に関する通知

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一、はじめに

2013年12月2日、国務院より「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)の発布に関する通知」¹(以下「本通知」)が公布されました(本通知に「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)」(以下「新目録」)が添付されています)。本通知によれば、新目録は同日より効力を有するものとし、これにより「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2004年版)」(以下「旧目録」)は廃止されると規定しています。

二、新目録の位置づけ

新目録は、投資プロジェクト審査確認が行われる投資プロジェクトを列挙したものであり、2004年版に替わるものですが、新目録(および旧目録)では、外商投資に関するプロジェクトについても言及されている点が重要です。

三、外商投資産業指導目録への影響

(1) 奨励類プロジェクトへの影響

旧目録では、「外商投資産業指導目録」の総投資(増資を含む)1億米ドル以上の奨励類、許可類

に属するプロジェクトについては国家發展改革委員会が審査確認を行うものとされ、その後、「外商投資プロジェクトの審査確認権限の委譲業務の遂行に関する通知(2010年5月4日公布、同日施行)」(以下「2010年権限委譲通知」)によって、総投資額の下限が1億米ドルから3億米ドルに引き上げられました。この点、新目録では、中国側持分支配(相対的持分支配を含む)が求められる総投資(増資を含む)3億米ドル以上の奨励類に属するプロジェクトについては、国家發展改革委員会(原文は「国務院投資主管部門」²)が審査確認を行うものとされました。

なお、新目録の規定からは明確ではないものの、国家發展改革委員会に問い合わせをしたところ、担当者によれば、「外商投資指導目録において中国側持分支配(相対的持分支配を含む)を必要とする奨励類プロジェクトに対してのみ審査確認制度を実施し、それ以外の奨励類プロジェクトに対しては、投資総額を問わず、一切、届出管理制度を実施する」とのことです。もっとも、届出管理制度の具体的な内容および担当機関等は明確ではなく、今後の立法によって解決されるとのことです。

¹ 国務院关于发布政府核准的投资项目目录(2013年本)的通知(国发[2013]47号)

² 「企業投資プロジェクト審査確認暫定規則(2004年9月15日公布、同日施行)」第2条によれば、「国務院投資主管部門」は「国家發展改革委員会」を指すと規定されています。

【表：新目録およびヒアリング結果に基づく「外商投資プロジェクトの審査確認」】

投資総額	奨励類		許可類	制限類	
	中国側 持分支配	それ以外の プロジェクト		不動産 プロジェクト	それ以外の プロジェクト
3億米ドル 以上	国家発展改革 委員会の審査 確認	届出管理制(ヒ アリング結果に 基づく)	届出管理制(ヒ アリング結果に 基づく)	地方の省級発 展改革部門の 審査確認	国家発展改革 委員会の審査 確認
3億米ドル未満 5000万米ドル 以上	地方の発展改 革部門の審査 確認				地方の省級発 展改革部門の 審査確認
5000万米ドル 未満					地方の省級発 展改革部門の 審査確認

(2) 制限類プロジェクトへの影響

旧目録では、「外商投資産業指導目録」の総投資(増資を含む)5,000万米ドル未満の制限類に属するプロジェクトについては、地方の省級発展改革部門が審査確認を行うものとされていましたが、新目録では、総投資(増資を含む)5,000万米ドル未満の制限類に属するプロジェクトおよび「不動産」プロジェクトは、地方の省級発展改革部門が審査確認を行うものとし、総投資(増資を含む)5,000万米ドル以上の制限類に属するプロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査確認を行うものとされました。

(3) 許可類プロジェクトへの影響

新目録の規定からは明確ではないものの、国家発展改革委員会に問い合わせをしたところ、担当者によれば、「許可類プロジェクトに対しては、投資総額を問わず、一切、届出管理制度を実施する」とのことでした。もっとも、届出管理制度の具体的な内容および担当機関等は明確ではなく、今後の立法によって解決されるとのことです。

したがって、今後の立法によって変更される可能性はあるものの、外商投資プロジェクトの審査確認について、上記(1)～(3)をまとめると、上の表の通りとなります³。

四、その他旧目録と新目録との相違点

新目録では、投資プロジェクト審査確認が行われる投資プロジェクトの削減または審査権限の委譲を進めています。例えば、旧目録では、製塩やポリエステル(1日あたりの生産量が300トン以上)に関するプロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査確認すると規定されていましたが、新目録では、これらの項目は削除されました。また、紙幣印刷、硬貨の鋳造、紙幣印刷用紙のプロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査確認すると規定されていましたが、新目録では、中国人民銀

³ ただし、新目録に別途記載されているプロジェクトの場合には、その項目に記載される手続きを行う必要があります。例えば、「原子力発電所の建設、運営(中国側の持分支配)」や「民間飛行場の建設、運営(中国側の相対的持分支配)」については、外商投資産業指導目録上は奨励類に属するプロジェクトではあるものの、新目録によれば、国务院の審査確認が必要と規定されているため、投資総額に関係なく、原子力発電所の建設や飛行場の建築については、国务院が審査確認を行うものとされています。

行が審査確認を行うものとされました。

五、最後に

今後、外商投資プロジェクトの審査確認の届出審査制度に関する法令のほか、外商投資プロジェクトの審査認可に関する法令も改正されることも予想されるため、いずれにせよ、外商投資プロジェクトの審査確認または審査認可の関連法規の動向には注視が必要です。

※次回は第 32 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎
森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。

Business **【China】**



新「中華人民共和國商標法」の解説

潘 立冬、楊 金海 敬海法律事務所

「中華人民共和國商標法」は 2013 年 8 月 30 日に十二届全国代表大会常務委員会第四回会議を経て審議、採択、公布され、14 年 5 月 1 日より施行される。これは、1982 年 8 月 23 日に「商標法」が公布されて以来 3 回目の改正である。以下、主な改正のポイントを解説する。

1. 「音声標識」を登録商標の保護範囲に制定

新「商標法」第 8 条では、他人の商品と区別できる自然人、法人またはその他組織の商品の文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状標識と色の組合せ、音声を含む如何なる識別標識も商標登録を出願できるとした。旧「商標法」の「可視性標識」制限規定を削除し、商標類型範囲を音声標識まで拡大した。

2. 馳名商標認定および使用の制限、「馳名商標」表示の広告宣伝使用禁止

馳名商標¹の認定は、関連商品の品質および名譽を保証するものではないが、多くの企業により「馳名商標」を広告宣伝の手段とした不正競争

が行われている。

新法は当該不正競争行為抑制のため、「馳名商標」の認定および使用を大幅に修正した。「馳名商標」の認定権利を、商標局、商標審査委員会および最高法院指定の人民法院に与え、「馳名商標」の商品、商品包装、容器への表示、または広告宣伝、展覧およびその他商業活動での使用を禁止し、「馳名商標」の上記使用禁止規定に違反した場合の是正および 10 万元の罰金処罰権を地方工商部門に与えた。

3. 誠実信用原則の明確化、未登録商標の保護拡大

新法第 7 条で「商標の出願及び使用は、誠実信用の原則を遵守しなければならない」と規定した。また第 15 条では、既に使用されている未出願商標の保護を規定し、適用条件を(1)他人の未出願商標が当該争議商標の出願日前に既に使用されている場合、(2)争議商標が非出願商標と同一または類似している場合、(3)争議商標の適用商品が他人の未出願商標の適用商品と同一または類似している場合、(4)争議商標の出願者が未出願商標の事前使用者と契約、取引またはその他の関係で当該未出願商標の存在を知り得た場合、とした。

¹ 編注：馳名(ちめい)商標とは、中国における商標の類型の一つで、中国で広く知られ、比較的高い名譽を有する商標を指す。

旧法第 31 条の「商標登録出願は不正な方法で他人より先に他人が既に使用していて、かつ、一定の著名性を持つ商標の登録出願をしてはならない」という規定に比べ、新法第 15 条は未出願商標の保護性を高め、既に使用されている未出願商標の著名性を要求しない。また、他人が関連未出願商標の存在を知り得た場合、不正出願をしてはならない。

当該規定は他人が未出願商標を争議商標の出願日前に既に使用していることを必須条件としている。しかし当該「使用」の発生地が中国国内かどうかを規定していないため、旧法第 31 条に基づき、当該「使用」を中国国内と限定し、他人が国外で使用されている商標を抜けがけ出願した場合、商標所轄部門がそれを放任する可能性がある。

4. 「一標多類」の出願制度設立、商標出願手続きの簡略化

新法は、商標出願者が一部の出願で多種の商標またはサービスを指定し同一商標を使用することを許可した。したがって、「一標一類」から「一標多類」へと出願制度を変更し、商標の出願手続きを簡略化した。

5. 商標出願、覆審、異議、無効宣告等手順の審査期間短縮、商標権の確定効率化

商標出願は深刻な審査遅延状況にあったため、商標局、商標審査員会は 07 年に審査員を増員し、商標出願審査期間を現在の 12 カ月までと短

縮し、また、覆審および異議の期間も短縮した。新法では、商標出願申請は9カ月以内、覆審も9カ月以内に完了し、延期については国家工商行政管理部門の許可を得た場合に限り3カ月の延期が認められる。また、商標異議および異議覆審は 12 カ月以内に完了、延長は6カ月までとし、商標無効申告手続は9カ月以内に完了、延期は3カ月までとした。

6. 商標異議手続の適用範囲限定～事前権利等の理由による異議申し立ての場合、異議者は事前権利者または利害関係者である事を要求

旧法の「初審査の商標については誰でも異議を提出する事ができる」とは異なり、新法では「初審査の商標について異議を有する場合、異議者および被異議者は、事実および異議理由を陳述しなければならない。また、事前権利の理由で異議申し立てをした場合、異議者の主体資格を明確にしなければならない」としている。即ち、事前権利者または利害関係者がいる場合のみ、関連条項の商標出願に異議を申し立てることができる。この改正により、不正競争を目的とする異議申し立ての濫用や他人の商標出願の妨害を防止でき、かつ、商標争議案件の滞りを緩和し、商標出願効率を高めることができる。

7. 重設商標異議覆審手続き

新法では、商標局が商標異議を受理し、異議申し立てが成立しない場合、商標局は商標出願を許可する。この決定は終局性を有し、異議申立

者は覆審を申請することができない。異議申立者は商標出願後、商標審査委員会を通して出願商標の無効手続きを行う。異議が成立した場合、出願は取り消しとなる。被異議者(即ち商標出願者)は結果について商標審査委員会に覆審を申請することができる。

しかし、新法では、異議不成立の場合の異議者による出願商標無効申請手続きに関し、同一事実および理由で申し立てができるかどうかが明確にされていない。ただし、新法では、旧法第 42 条の「出願許可前に異議を提出し、かつ、裁定された商標に対して、同一事実及び理由で裁定を申請してはならない」が削除されているため、無効手続きは「同一理由を受理しない」という原則が適用されず、また、商標局が受理した商標の異議手続きは司法審査手続きを経ていないため、異議者は同一事実およびその理由で、商標審査委員会に無効申告手続きができると考えられる。

8. 商標権侵害行為の行政処罰基準の明確化

新法は工商行政部門の商標権侵害処置規定を補充・改善し、罰則額を引き上げた。工商行政管理部門は、権利侵害商品および権利侵害商品・出願商標の偽造器具を没収、焼却するほか、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を課し、違法経営額が5万未満の場合、25 万元以下の罰金を課すことができる。また、5年以内に2回以上の商標権侵害行為またはその他の嚴重行為を行った場合、嚴罰に処する。

9. 最高賠償額を人民元 300 万元まで大幅引上げ、権利者の損失証明の挙証負担軽減

新法の最大改正点は、法定最高賠償額を旧法規定の 50 万元から 300 万元に引き上げたことである。また商標権利者の権利侵害行為抑制費用は、権利侵害者の賠償範囲となる。

新法第 63 条は商標権侵害における賠償額算出方法として以下の3点を規定している。

- (1) 権利者の実際損失より算出
- (2) 実際損失の確定が困難な場合、権利侵害者の不正利益により算出
- (3) 権利者の損失または権利侵害者の不正利益による算出が困難な場合、当該商標許可使用費の倍数で算出。また、商標専用権利の侵害状況が深刻な場合、上記方法算出額の3倍以下で賠償額を算出

人民法院は権利侵害者に関連権利侵害行為の関連帳簿、資料の提供を求めることができる。権利侵害者が帳簿、資料を提供しない、または偽物を提供した場合、権利者の主張および提供証拠を参考に賠償金を確定することができる。

商標権利者が権利侵害による実際損失、利益、出願許可使用費を確定できない場合、人民法院が権利侵害行為の状況に基づき、300 万元以下の賠償を処する。

10. 出願商標が3年間使用されず、その他の損失がない場合、権利侵害者は賠償責任を負わない

新法では、「商標が三年連続で使用されていない場合、誰でも商標局に当該出願商標の取消を申請できる。ただし、取消前に権利者は同等法律効力の商標専用権を享受する事ができる」とされている。商標登録は実際の使用者の正当な権利を守るという立法原則に基づき、権利侵害者が出願商標権利者に商標未使用であると抗弁する場合、商標権利者より3年間分の当該出願商標不使用の挙証責任を負う。

※次回は第 32 号に掲載します。



潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部卒、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998年弁護士登録。米セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm



楊 金海
弁護士

黒龍江省鶏西大学日本語学科、及び中山大学法学部卒業。日系企業にて計17年間、法務・人事業務に従事。国家司法試験合格後、2011年より敬海法律事務所に勤務。日本語能力と長年に渡る日系企業での勤務経験を活かし、労務管理、社内規則制度確立、労働紛争解決、会社法実務、契約書起草・確認等のリーガルサービスを華南地区の日系企業を対象に提供している。



アジア経済情報

マレーシア

～2014年の景気は小幅加速～

杉田 智沙 みずほ総合研究所

2013年3Qの成長率は加速

2013年7～9月期(3Q)の実質 GDP 成長率は、輸出と投資の大幅増を主因に、前期比年率+6.8%と2Qの+5.8%から加速した(図表1)。

まず外需を見ると、財貨・サービスの輸出は前期比年率+16.1%と、2Qの▲16.1%からプラスの伸びを回復した。原油・石油、液化天然ガス、電機・電子製品といった主力品目が前年比でプラスの伸びに転じた(図表2)。財貨・サービスの輸入は、前期比年率+2.4%と、2Qの▲21.5%からプラスに転じた。純輸出の寄与度は+11.6%PTとなり、2Qの+5.1%PTからプラス幅が拡大した。

総固定資本形成は前期比年率+16.4%と、2Qの+1.5%から加速した。民間投資は減速したものの、公共投資が2Qの前期比マイナスから大幅増に転じたと試算される。在庫投資の寄与度は2期連

続でマイナスとなった。

個人消費は、良好な雇用・所得環境を背景に、前期比年率+11.2%と2Qの+10.2%から加速した。政府消費は、前期大幅増の反動から、前期比年率▲17.5%とマイナスに転じた。

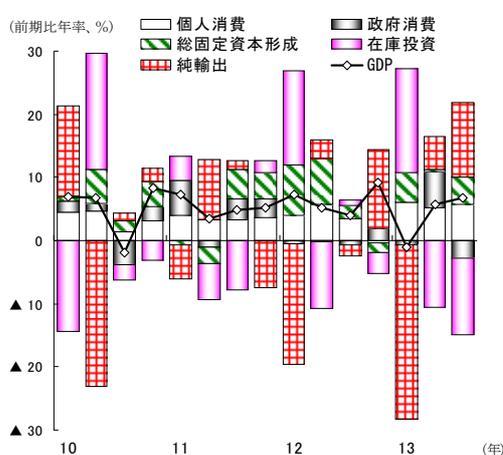
10月はCPI上昇、輸出は伸び

直近の指標をみると、まず13年10月の消費者物価指数(CPI)上昇率は、前年比+2.8%と9月の+2.6%から小幅に加速した(次頁図表3)。

10月の輸出は前年比+9.6%と、3Qの+7.6%を上回った。国・地域別ではEU向けと中国向けが、品目別では石油製品、電機・電子製品が好調であった。同月の輸入は前年比+13.9%と、3Qの+2.8%を上回った。輸出の回復に伴い、電機・電子部品などの中間財の輸入が増えた。

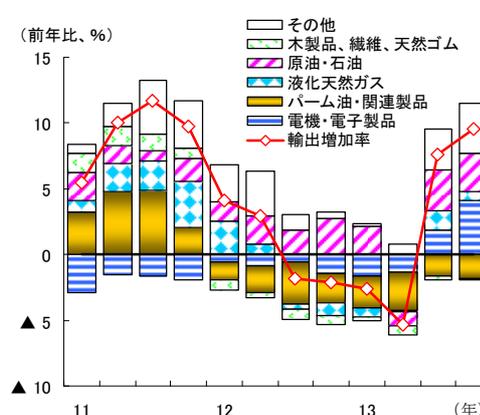
10月の金融市場は、9月に実施された燃料補助金

図表1 実質 GDP 成長率



(資料)マレーシア統計局

図表2 通関輸出



(注)2013年10～12月期は10月の値。

(資料)マレーシア統計局

削減や、10月発表の予算案で財政健全化方針が示されたことなどが好感され、株・為替・債券とも総じて上昇した。11月には、米国のQE3縮小が早まるとの観測が台頭したことなどから、為替と債券は軟調に推移した。一方株価は、当初下落したものの、一部企業の好決算などを材料に持ち直した。

13年4Qは景気減速、14年は加速へ

13年4Qの景気は減速したとみられる。先進国向けを主体に輸出は回復基調が続いたものの、9月に実施された燃料補助金削減などの影響で、個人消費が伸び悩んだとみられるためである。13年の実質GDP成長率は+4.4%と予測する。

14年の景気は、輸出と投資の拡大を原動力として、加速するだろう。まず、13年に低迷した輸出は、先進国経済の回復を受け、堅調に拡大すると予想する。また、輸出拡大による設備稼働率の上昇に伴い、設備投資は増加基調で推移するだろう。

個人消費は、補助金削減や、電気料金引き上げの影響を受けるが、低・中所得者向けに現金支給が行われることなどから(後述参照)、小幅な減速にとどまるとみている。一方、公共投資は、政府が緊縮姿勢を強めていることから、減速するとみてい

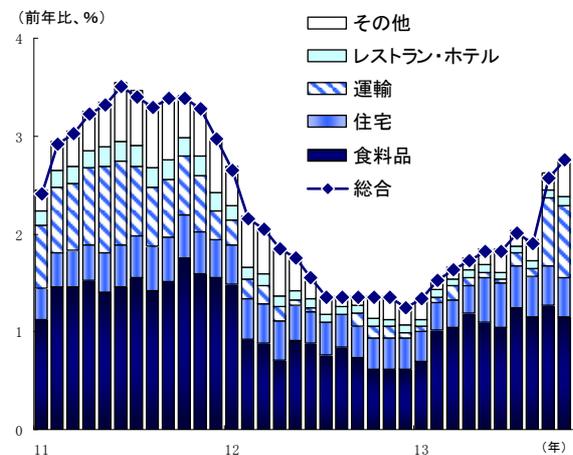
る。以上より、14年の実質GDP成長率は+4.6%と予測する。

財政改善に意欲示した2014年度予算案

13年10月25日、14年度予算案(1~12月)が発表された。新たに消費税が導入されることが決まったほか、砂糖への補助金が廃止されるとともに、これらに伴い発生する負担を和らげるため、各種税率の引き下げ、低・中所得者を対象とした現金支給が盛り込まれている(図表4)。

ここ数年、財政赤字は高止まりし(12年はGDP比4.5%)、7月にはフィッチが国債格下げを警告、長期金利が一時的に急上昇する事態に直面していた。今回の予算案では、国民に不人気の消費税導入や補助金の削減を実施することで、財政赤字を段階的に削減し(GDP比で14年に3.5%、15年に3%)、2020年までに財政を均衡させるという政府目標を堅持することを明確にした。政府は財政健全化に向けて大きく舵を切ったと評価できるだろう。予算案の内容を受け、11月にはムーディーズが国債の格付け見通しをニュートラルからポジティブに引き上げるなど、消費税の導入、補助金の削減は市場から好意的に受け止められている。

図表3 消費者物価指数



(資料) マレーシア統計局

図表4 2014年度予算案の概要

- **税制改革**
 - ・ 2015年4月に消費税導入(税率6%)。同時に従来の売上税、サービス税を廃止
 - ・ 法人税率を1%PT引き上げ(16年度~)
 - ・ 個人所得税率を1~3%PT引き下げ(15年度~)
- **補助金の削減**
 - ・ 砂糖 1kg 当たり 0.34 リンギの補助金廃止
- **低・中所得者向け現金支給**
 - ・ 月収 3,000 リンギ以下の世帯に 700 リンギ支給(13年度予算の 500 リンギから増額)
 - ・ 月収 2,000 リンギ以下の 21 歳以上の独身者に 350 リンギ支給(同 250 リンギから増額)
 - ・ 新たに、月収 3,000~4,000 リンギの世帯に 500 リンギ支給

(注1) 砂糖の補助金廃止は、13年10月26日に前倒し実施。
 (注2) 予算案発表に先行し、13年9月に燃料補助金の一部削減(RONガソリン1キロ当たり0.2セン)を実施。
 (資料) 各種報道よりみずほ総合研究所作成

Back Issues

2013年5月発行 第22号

- ・台湾における人民元決済の解禁と展望
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ②】マカオとの連携探る珠海・横琴新区の現状
- ・India: インドの税制[43] 2013年度インド税制改正の概要
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(後編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[8]「国務院による機構設置に関する通知」および「国務院機構改革及び職権転換方案の任務実施の分担に関する通知」
- ・China: 「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(2012年改正)の解説
- ・アジア経済情報: インドネシア

2013年6月発行 第23号

- ・トレードファイナンスの活用～リスクヘッジから財務改善まで～
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ③】国家級新区となった広州・南沙新区の現状と展望
- ・India: インドビジネス最新情報[5] インドにおける非公開会社の資金調達の実務～強制転換社債を中心に～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)の優遇
- ・China: 中国ビジネス法律講座[41] 中国における知的財産権司法保護の強化～裁判所が公布した案件より～
- ・Hong Kong: 国際税務講座[26] 国外財産調書制度の取り扱い通達の公表
- ・アジア経済情報: インド

2013年7/8月発行 第24号

- ・ASEANシフトへと舵を切る日本企業(1)～2013年2月アジアビジネスアンケートより～
- ・13年上期の為替市場と下期の見通し
- ・中国における電子手形サービス
- ・India: インドの税制[44] インド法人からのロイヤルティー・技術役務提供報酬受領時における外国法人のコンプライアンス～居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に～
- ・Vietnam: ロイヤルティーに関する実務上の留意点～日越双方の税務リスクの観点から～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[9]「消費者権益保護法修正案(草案)」
- ・China: 「改正職業病診断および検査に関する管理規則」に関する解説

アジア経済情報: アジア概況

2013年9月発行 第25号

- ・カンボジアの現状と日系企業の進出動向
- ・ASEANシフトへと舵を切る日本企業(2)～2013年2月アジアビジネスアンケートより～
- ・India: インドビジネス最新情報[6] 新会社法～一人会社について～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)法の改正
- ・China: 中国ビジネス法律講座[42] 国家級ハイテク企業の認定

- ・Hong Kong: 国際税務講座[27] 中国におけるサービスPE
- ・アジア経済情報: ベトナム

2013年10月発行 第26号

- ・中越国境の現状と課題～ラオカイ・ルートの可能性～
- ・中国子会社の再編～事業譲渡と吸収合併の比較～
- ・ASEANシフトへと舵を切る日本企業(3)～2013年2月アジアビジネスアンケートより～
- ・India: インドの税制[45] 移転価格税制 事前確認(APA)制度の現状
- ・Vietnam: ベトナム子会社の設立前費用
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[10]「外国人出入国管理条例」
- ・China: 「広東省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2013年11月発行 第27号

- ・活発化する香港でのスピンオフ上場の動き
- ・中国現法設立にかかる留意点～経営範囲の設定と子会社配当金による出資～
- ・India: インドビジネス最新情報[7] 居住者証明書(TRC)に関する改正店～日印租税条約の概観にも触れて～
- ・Vietnam: 引当金の損金算入要件
- ・China: 中国ビジネス法律講座[43] 実習生雇用の再の注意事項
- ・Hong Kong: 国際税務講座[28] 移転価格税制の改正
- ・アジア経済情報: フィリピン

2013年12月発行 第28号

- ・中国(上海)自由貿易試験区への期待
- ・消費市場としての新興国の可能性～カンボジア～
- ・India: インドの税制[46] 2013年新会社法～企業の社会的責任(CSR)～
- ・Vietnam: ベトナムにおけるIT企業設立の概要と実務上の留意点
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[11]「中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」
- ・China: 「中華人民共和国企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)」の解説
- ・アジア経済情報: マレーシア

2014年1/2月発行 第29号

- ・2014年香港賃金動向
- ・2013年為替市場の回顧と14年の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に～
- ・India: インドビジネス最新情報[8] 新会社法～13年9月付で適用されたセクションの概観～
- ・Vietnam: 移転価格税制の概要と移転価格税務調査の現況
- ・China: 中国ビジネス法律講座[44]「深圳市社会医療保険弁法」の修正および在深圳日系企業への影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[29] 平成26年度税制改正大綱
- ・アジア経済情報: アジア経済概況～2014年は多くの国が輸出主導で加速、中国など一部は減速～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you